

商品類型 No.501「小売店舗 Version2.0」の部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の概要

最新の法制度を踏まえ、商品類型 No.501「小売店舗 Version2.0」の選択項目に設定している「持ち帰り袋(レジ袋等)」、「食品廃棄物の発生抑制の業種別目標値及び食品循環資源の再生利用等実施率」の基準内容の見直しを行うものである。

昨年、容器包装リサイクル法の関係省令が改正され、本年7月1日からプラスチック製の買物袋の有料化がスタートした。既認定基準では「有料化」も使用量削減の手段の一つとして評価の対象であったが、有料化が義務となったことを受けて表現を改めるものである。なお、表現は現在パブリックコメント中の No.509「商業施設 Version1」認定基準案に合わせた。

また、農林水産省で定めている食品廃棄物の発生抑制の業種別目標値及び食品循環資源の再生利用等実施率を引用し、それを達成している場合に加点とする基準項目を設定しているが、この目標値の見直しが行われたため、エコマークの基準項目も合わせる改定を行う。

2. 改定箇所

※見え消し部分を削除、下線部分を追加

4-1. 環境に配慮した商品販売

【選択項目】

- (2) 繰り返し使えるマイバッグの持参や簡易包装への協力を呼び掛けている。持ち帰り袋(レジ袋やその他プラスチック製の袋など)の使用量削減に取り組んでいる。またはプラスチック製の持ち帰り袋を提供する場合には、植物由来プラスチックを原料としたものを使用している。 [1p]
- ~~さらに、持ち帰り袋辞退率の年間平均値が30%以上である。~~ [2p]*

4-3. 廃棄物削減・リサイクル

【選択項目】

- (26) 食品廃棄物の発生状況を対前年度比や原単位で評価するとともに、発生抑制に向けた具体的な目標や計画を立てている。 [1p]*
- さらに、食品リサイクル法における食品小売業に該当する事業者は、下表に示す食品廃棄物等の発生抑制の目標値を達成している。 [2p]*

業種区分	売上高当たりの発生量
各種食料品小売業	65.6-44.9 kg/百万円

<u>食肉小売業（卵・鳥肉を除く。）</u>	<u>40.0 kg/百万円</u>
菓子・パン小売業	<u>106-76.1 kg/百万円</u>
コンビニエンスストア	44.1 kg/百万円

(27) 食品リサイクル法に基づく食品循環資源の再生利用等実施率について、事業者ごとに設定された前年度の基準実施率を上回っている(80%以上の場合は維持向上)。 [1p]*

さらに、下表に示す食品小売業における実施率目標を満たしている。

または

再生利用等実施率	ポイント
<u>5560%</u> 以上	2p
80%以上	3p

[2p]*

または

[3p]*

3. 改定日

2020年9月1日

以上

業種	業種区分	発生原単位の分母の名称	目標値	
食品製造業	肉加工品製造業	売上高	113kg/百万円	
	牛乳・乳製品製造業	売上高	108kg/百万円	
	その他の畜産食品製造業	製造数量	501kg/t	
	水産缶詰・瓶詰製造業	売上高	480kg/百万円	
	水産練製品製造業	売上高	227kg/百万円	
	野菜漬物製造業	売上高	668kg/百万円	
	味そ製造業	売上高	126kg/百万円	
	しょうゆ製造業	売上高	895kg/百万円	
	ソース製造業	製造数量	29.7kg/t	
	食酢製造業	売上高	252kg/百万円	
	パン製造業	売上高	166kg/百万円	
	菓子製造業	売上高	249kg/百万円	
	食用油脂加工業	製造数量	44.7kg/t	
	麺類製造業	売上高	192kg/百万円	
	豆腐・油揚製造業	売上高	2,005kg/百万円	
	冷凍調理食品製造業	売上高	317kg/百万円	
	そう菜製造業	売上高	211kg/百万円	
	すし・弁当・調理パン製造業	売上高	177kg/百万円	
		清涼飲料製造業(茶、コーヒー、果汁など残さが出るものに限る。)	製造数量 製造数量	429kg/t 421kg/kl
	食品卸売業	食料・飲料卸売業(飲料を中心とするものに限る。)	売上高	14.8kg/百万円
食品小売業	各種食料品小売業	売上高	44.9kg/百万円	
	食肉小売業(卵・鳥肉を除く。)	売上高	40.0kg/百万円	
	菓子・パン小売業	売上高	76.1kg/百万円	
	コンビニエンスストア	売上高	44.1kg/百万円	
外食産業	食堂・レストラン(麺類を中心とするものを除く。)、居酒屋等	売上高	114kg/百万円	
	食堂・レストラン(麺類を中心とするものに限る。)	売上高	170kg/百万円	
	喫茶店、ファーストフード店、その他の飲食店	売上高	83.3kg/百万円	
	持ち帰り・配達飲食サービス業(給食事業を除く。)	売上高	154kg/百万円	
	給食事業～2019年度	売上高	332kg/百万円	
	2020～2023年度	売上高	278kg/百万円	
	結婚式場業	客数	0.826kg/人	
旅館業	客数	0.570kg/人		

注 1:発生抑制の目標値については、有効数字の3桁で表示。

注 2:目標値の「kg/百万円」とは、売上高(百万円)当たりの食品廃棄物等の発生量(kg)

注 3:目標値の「kg/t」とは、製造数量(t)当たりの食品廃棄物等の発生量(kg)

注 4:目標値の「kg/kl」とは、製造数量(kl)当たりの食品廃棄物等の発生量(kg)

注 5:目標値の「kg/人」とは、利用者一人当たりの食品廃棄物等の発生量(kg)

業種別の目標

食品リサイクル法に基づく「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(以下「基本方針」)」で業種別に再生利用等実施率が設定されています。これは、食品関連事業者に対して個別に義務づけるものではなく、その業種全体での達成を目指す目標です。

2019年度までの再生利用等実施率の目標

平成27年7月に公表されました基本方針では、2019年度(令和元年度)までに業種全体で食品製造業は95%、食品卸売業は70%、食品小売業は55%、外食産業は50%を達成するよう目標が設定されています。

2024年度までの再生利用等実施率の目標

令和元年7月12日に公表されました新たな基本方針では、2024年度(令和6年度)までに業種全体で食品製造業は95%、食品卸売業は75%、食品小売業は60%、外食産業は50%を達成するよう目標が設定されています。